

税制改革に向けて
(要 望)

平成26年9月

中国経済連合会

はじめに

わが国経済は、安倍政権による積極的な経済政策が功を奏し、回復基調に戻りつつあるものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減で国内総生産（GDP）の成長率が大幅にマイナスになるなど、予断を許さない状況にある。長年にわたるデフレ経済から脱却し、わが国経済を真に力強い成長軌道に乗せることができるか否かは、これからがまさに正念場である。

グローバル競争が激化し、国内市場が縮小している今日、わが国が持続的な経済成長を遂げるためには、内外から投資を呼び込み、国内企業が諸外国と対等に競争できる環境を早急に整備して、戦略的な産業育成を図っていくことが鍵になる。政府は法人実効税率の引き下げを表明しているが、政府による早期の競争環境整備に加え、企業は雇用、投資の拡大に努力し、政府・企業双方の取り組みにより経済の好循環を実現していくことが重要である。

中長期的な観点からは、人口減少が加速して首都圏一極集中による弊害と地方の疲弊が顕在化する中、将来に亘ってわが国経済が成長していくためには、首都圏一極集中に歯止めをかけ、地方を活性化・再生していくことが不可欠である。さらには、危機的な状況にある財政の再建、社会保障制度の再構築や環境・防災対策など、わが国には果敢に対処すべき重要課題が山積しており、先送りは許されない状況である。

当連合会では、こうした諸課題を克服し、望ましい方向に誘導する政策手段として、税制の果たす役割は極めて重要との認識の下、本税制改革に関する要望を取りまとめた。

本要望書では、第1章で中長期的な税制改革の基本的考え方を述べ、第2章で主要税目に関する具体的な要望内容を列記した。

政府には、本提言を踏まえ、できる限り早期の改革実施を要望する。

中国経済連合会
会長 山下 隆

目 次

1. 税制改革の基本的な考え方	1
(1) 企業の国際競争力強化による経済の持続的成長の実現	1
(2) 社会保障制度の再構築と財政健全化の着実な推進	1
(3) 地方の自立・再生の促進	1
(4) 低炭素社会実現と経済成長の両立	2
(5) 東日本大震災を教訓にした災害に強い社会の構築	2
2. 主要税目への要望事項	4
(1) 法人税制	4
① 法人実効税率	4
② 研究開発税制	4
③ 欠損金の繰越控除期間	5
④ 地方への企業分散を促進する税制	5
(2) 消費税	6
(3) 地方税制	6
(4) 環境関連税制	7
① 車体課税のグリーン化	7
② 環境税	7
(5) 防災・減災対策促進税制	7

1. 税制改革の基本的な考え方

(1) 企業の国際競争力強化による経済の持続的成長の実現

わが国が将来にわたって国際社会の中でプレゼンスを発揮していくための源泉は経済力であり、企業の国際競争力を高め経済成長を持続させることは、わが国にとって極めて重要な課題である。

人口減少に伴い国内市場が縮小する一方、グローバル競争が激化する中で、中国地域においては、地域の強みである自動車・造船・鉄鋼・化学など輸出依存度の高い製造業を中心とする「ものづくり産業」の国際競争力を高め、近接するアジアの成長を取り込んでいくことが極めて重要である

わが国経済は回復基調に戻りつつあるものの、デフレ経済から脱却して真の成長軌道に乗せていけるか否かはこれからの取り組み次第である。

内外からの設備投資の促進を図り、国内の生産・開発拠点を維持して、経済成長を持続的なものとしていくためには、法人税制をはじめとした諸外国とイコールフットィングの競争環境を整備していくことが急務である。

(2) 社会保障制度の再構築と財政健全化の着実な推進

少子高齢化や人口減少が急速に進む中で、国民が安心できる持続可能な社会を構築していくためには、社会保障制度の再構築と危機的状況にある財政の立て直しが喫緊の課題である。

わが国の社会保障費は、一般歳出（政策経費）の5割以上を占めるまでに膨らんでおり、公費負担増が公債残高の増加を招くなど、財政悪化の大きな要因となっている。このため、社会保障制度の再構築は、給付の効率化・重点化や、自助・共助・公助のバランスに配慮した負担の最適化などにより、給付・負担両面で、世代間の公平性を担保しつつ行うべきである。

財政健全化のためには、こうした社会保障費をはじめ、徹底した歳出削減を行うことが不可欠である。また、内閣府の試算によれば、10%への消費税引き上げを実施したとしても、国際公約である基礎的財政収支の2020年度黒字化は達成できない見込みであり、消費税のさらなる引き上げを含めた歳入改革も視野に入れる必要がある。

(3) 地方の自立・再生の促進

一極集中の進展により、首都圏のみが繁栄・発展する一方で、地方は疲弊・

衰退を続けている。中国地域でも、大都市への人口流出や少子高齢化によって、全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、地方都市における商店街の衰退、中山間地域の疲弊、自治体財政の悪化などが続いている。

人口減少時代を見据え、一極集中を是正して、地方の活性化を図るためには、「地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる」分権型国家に「国のかたち」を改め、国と地方をともに再生していく必要がある。

政府は、道州制を基本とする新しい「国のかたち」を明確化した上で、国から地方への大胆な権限移譲を行うとともに、役割分担に見合った地方の自主財源確保に向け、地方税体系の再構築を推進すべきである。

また、人口減少に歯止めをかけ、地方経済の立て直しを図るためには、若者が地方にとどまり、働く場を創出していくことが不可欠である。首都圏に集中する経済活動の地方への分散を促進する税制について検討すべきである。

（４）低炭素社会実現と経済成長の両立

低炭素社会の実現は、環境関連技術や製品の開発・普及にかかっている。わが国としては、世界最高水準にある環境関連技術にさらに磨きをかけ、技術・製品の開発を通じて国内外のCO₂削減に貢献していくことが重要であり、税制のグリーン化を積極的に進めることによって、環境関連の研究開発投資や環境負荷の小さい製品の普及を促進すべきである。

一方、平成 24 年 10 月から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されており、平成 26 年 4 月からは 2 段階目の税率が適用されている。本税は温室効果ガスを平成 32 年（2020 年）までに 25%削減するとの国際公約が端緒であるが、東日本大震災によって状況は大きく変化している。

環境税導入の前提となった基本政策の抜本的な見直しとあわせて環境税のあり方についても再考すべきである。

（５）東日本大震災を教訓にした災害に強い社会の構築

東日本大震災の教訓から、災害に強い社会の構築が進められつつあるが、サプライチェーンを迅速に回復し社会経済への被害を最小限に食い止められるようにするためには、企業の防災・減災対策も欠かせない。

地震のリスクが比較的少ないと言われる中国地域においても、南海トラフ巨

大地震に見舞われた場合、7兆円を超える経済被害が予想されており、会員企業の多くで、建物の耐震補強改修など何らかの自主的な防災・減災対策の実施ないし検討がなされている。しかし、こうした取り組みを支援する税制は極めて限定的であり、いつ起こるかわからない震災に対する備えは、企業の体力次第の面がある。

大震災による防災・減災意識が風化しないうちに、企業の防災・減災対策を広範に支援する税制面の措置を講じ、震災に対する社会全体の耐性を高めていくべきである。

2. 主要税目への要望事項

(1) 法人税制

① 法人実効税率

わが国企業の国際競争力とわが国の立地競争力を高め、内外からの投資の促進と国内雇用の維持・増加を通じて、経済の好循環を実現していくためには、国際的に見て高い水準にある法人実効税率の引き下げが不可欠である。

政府は本年 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(骨太の方針)において、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、「数年で法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。」との画期的な方針を示しており、実施スケジュールおよび財源について議論しているところである。

法人実効税率の引き下げについては、長年にわたって当連合会が要望してきた事項であり、政府の英断を高く評価するとともに、経済界としては、積極的な投資、雇用の拡大や、賃金の向上に努力して、経済の好循環に繋げていく取り組みが重要と認識している。

法人実効税率については、アジア近隣諸国並みの 20~25% を視野に入れつつ、まずはドイツ並みの 29% 台まで早期の引き下げを実現して、国際的なイコールフットィングを確立すべき。

また、実効税率引き下げの代替財源を確保するため、課税ベースの拡大が議論されているが、企業収益拡大による税収の増を取り込み、実質的な税負担が軽減される形での引き下げを実現すべきである。

② 研究開発税制

わが国企業がグローバル化時代を勝ち抜くためには、諸外国に先駆けた先端的な研究開発によってイノベーションを継続していく必要がある。技術立国を標榜するわが国は、研究開発税制をさらに拡充し、少なくとも先進主要国と遜色のない研究開発環境を整えていかねばならない。

租税特別措置の見直しが議論されているが、将来に亘る国際的な競争力維持・向上のために不可欠な税制については、廃止・縮減の対象とせず、むしろ制度の維持・恒久化を図るべきである。

平成 26 年度税制改正で、増加型・高水準型の適用期限の 3 年間延長や増加型の税額控除割合の引き上げが実施されたが、総額型の税額控除限度の拡充

は2年間の時限措置であり、今年度末で切れることになっている。現行の時限措置を取り込んだ上で、研究開発税制全体を恒久化すべきである。

また、現行1年となっている試験研究費の税額控除限度超過額の繰越期間を延長するとともに、その繰越控除要件（損金算入される試験研究費の額が前年度を上回ること）を廃止すべきである。

③ 欠損金の繰越控除期間

平成24年度から、欠損金の繰越控除期間が7年間から9年間に延長されているが、欧米諸国に比べれば延長後の繰越控除期間は大きく劣後している（米国は20年、欧州主要国は無制限）ことから、繰越控除期間のさらなる延長が必要である。

④ 地方への企業分散を促進する税制

人口減少に歯止めをかけ、地方の経済基盤を立て直して、わが国が安定的に成長していくためには、子どもを産み・育てやすい環境にある地方で若者が働き、夢を実現していく場を確保していくことが極めて重要である。

首都圏に集中している企業の地方への分散を進め、若者が働ける場を創出するため、地方における事業所の創設や新たな投資を促進し、地方経済を活性化するための新たな税制を検討すべき。

(2) 消費税

来年10月に予定している10%への消費税率引き上げについては、景気の腰折れ懸念から、実施の先送りを求める声もある。しかしながら、財政健全化が遠のくような消費増税の変更を行えば、わが国は信認を失い、長期金利の上昇、ひいては財政破綻に至る恐れもある。本年4月の消費増税により一旦マイナス成長となった経済動向を慎重に見極め、足元の経済が堅調に回復していることが確認できれば、引き上げは予定どおり実施し、財政健全化を着実に推進すべきである。引上げに際しては、景気の腰折れを防ぎ、景気回復の流れを地方に浸透させるため、地域経済の活性化に配慮した追加的な経済対策を検討すべきである。

また、消費増税に伴う低所得層への負担軽減策については、低所得層に絞って逆進性緩和が図れ、子育て世代への配慮策とも組み合わせることができる「給付付き税額控除」を基本とし、社会保障・税番号制度の運用開始までの間は、8%への引き上げ段階と同様、簡素な給付措置で対応すべきである。

複数税率の導入（軽減税率）は、大幅な税収減をきたし、納税者及び課税当局の多大な事務負担の増や、対象品目・範囲の不要な混乱を招くことなどから、慎重な検討が必要である。

(3) 地方税制

自治体が、地域実態に応じた行政サービスを適切に行っていくためには、安定した自主財源が不可欠である。

地方法人二税（法人住民税・法人事業税）は景気に左右されやすく、特定地域に財源が偏在することから、地方の安定財源として適当でない。したがって、地方法人二税は縮減、廃止もしくは国税に編入し、代わりに地域偏在性が小さく税収の安定性も高い地方消費税の拡充を図るべきである。

また、中長期的には、わが国は分権型国家を目指していく必要がある。国と地方の役割分担を明確にした上で、国から地方への大胆な権限移譲を行うと同時に、地方の役割に見合った税財源を自ら確保できるよう、地方税体系の抜本的な再構築について検討すべきである。その際には、地域間の財政力格差を考慮した新たな調整システムを確立することも必要となる。

法人実効税率引き下げのための外形標準課税の安易な拡大には慎重であるべきであり、特に地域の雇用を支える中小企業への特段の配慮が必要である。

(4) 環境関連税制

① 車体課税のグリーン化

現在、先進環境対応車など環境負荷の小さい自動車に対しては、自動車取得税・自動車重量税・自動車税で税制優遇が講じられている。政府は、消費税10%時に自動車取得税を廃止し、自動車重量税・自動車税を見直す方針を打ち出している。

この車体課税のあり方の見直しに際しては、税制の簡素化、ユーザーの過重な税負担軽減の観点から、自動車取得税の確実な廃止、そのすり替えとならない自動車税の見直しと、自動車重量税の当分の間税率の廃止を実現すべきであり、内燃機関車も含めた新車全体の燃費性能の改善・底上げに配慮しつつ、グリーン化を一層推進していくべきである。

② 環境税

地球温暖化対策のための税（環境税）が平成24年10月から導入され、税率は平成28年にかけて段階的に引き上げられることになっている。

しかし、わが国は、東日本大震災による原子力発電所の稼働停止を受けた化石燃料輸入の増加、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始などがエネルギー価格のさらなる上昇を招いており、環境税の拡大はこれに拍車をかけている。

東日本大震災後の状況変化を踏まえたエネルギー・環境政策全体の見直しとあわせて環境税については、廃止を含めて抜本的に見直すべきである。

(5) 防災・減災対策促進税制

東日本大震災の教訓を生かし、災害に強い社会を構築していくため、経済活動を担う企業による防災・減災対策を幅広く支援する税制を創設すべきである。

平成26年度の税制改正において一定の要件を満たす大規模な既存建築物（病院、旅館など）の耐震改修投資に対する特別償却と固定資産税の減免措置が設けられたが、企業が地震動、津波、液状化対策のため耐震補強改修・建て替え等を行う際に柔軟に活用できる防災・減災対策促進税制を設けることを要望する。

以上